



2026年3月3日

各 位

会 社 名 株式会社サーラコーポレーション
代 表 者 名 取締役社長 兼 グループ代表・CEO
神 野 吾 郎
(コード番号2734 東証プライム市場、名証プレミアム市場)
問 合 せ 先 総務部総務・IR グループマネージャー
市 川 伸 一
(TEL. 0532-51-1182)

自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による 自己株式の買付けに関するお知らせ

当社は、2026年3月2日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による当社定款の定めに基づき、自己株式取得に係る事項を決議しましたが、その具体的な取得方法について、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取得方法

本日(2026年3月3日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値1,153円で、2026年3月4日午前8時45分の株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)において買付けの委託を行います(その他の取引制度や取引時間への変更は行いません)。当該買付注文は当該取引時間限りの注文といたします。

2. 取得の内容

(1) 取得対象株式の種類 当社普通株式

(2) 取得する株式の総数 500,000株

(3) 株式の取得価額の総額 576,500,000円

(注1) 当該株数の変更は行いません。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われられない可能性があります。

(注2) 取得予定株式数に対当する売付注文をもって買付けを行います。

(注3) ToSTNeT-3による買付けによる自己株式取得に際して、当社普通株式を政策保有目的で保有する一部の株主が、その保有する当社普通株式の一部につき当該自己株式の取得に応募する意向を示しています。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の買付けに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法(改正を含み、以下「米国証券法」という。)に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

3. 取得結果の公表

2026年3月4日午前8時45分の取引終了後に取得結果を公表いたします。

(ご参考)

2026年3月2日開催の取締役会における自己株式取得に関する決議内容

- | | |
|--|---|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 2,000,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合3.11%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 3,000,000,000円(上限) |
| (4) 取得期間 | 2026年3月4日(水)から2026年11月30日(月)まで
ただし、2026年3月6日(金)以降、2026年4月10日(金)までの期間については、取得を行わない。 |
| (5) 取得方法 | 株式会社東京証券取引所における市場買付け
① 立会取引市場における市場買付け
② 自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による市場買付け |
| (6) その他本自己株式取得に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 兼 グループ代表・CEO 神野 吾郎に一任する。 | |
- (注1) 市場動向等により、一部又は全部の取得が行われられない可能性があります。
- (注2) 当社がToSTNeT-3による自己株式の取得を決定した場合には、事前に公表した上で実施いたします。
- (注3) 2026年3月4日(水)から2026年3月5日(木)までの期間において、ToSTNeT-3による自己株式の取得を実施する場合があります。当社が当該自己株式の取得を決定した場合、当社普通株式を政策保有目的で保有する一部の株主が、その保有する当社普通株式の一部を売却する可能性があります。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の買付けに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法(改正を含み、以下「米国証券法」という。)に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。